

国立大学法人・大学共同利用機関法人からの
意見の申立及び意見への対応（案）

意見の無かった法人一覧

【国立大学法人】

北海道大学

北海道教育大学

室蘭工業大学

小樽商科大学

帯広畜産大学

旭川医科大学

岩手大学

秋田大学

宮城教育大学

福島大学

茨城大学

筑波技術大学
(平成17年10月1日～平成18年3月31日)

筑波技術短期大学
(平成17年4月1日～平成17年9月30日)

筑波技術短期大学

宇都宮大学

東京医科歯科大学

東京外国語大学

東京学芸大学

東京農工大学

東京海洋大学

電気通信大学

一橋大学

上越教育大学

富山大学
(平成17年10月1日～平成18年3月31日)

富山大学
(平成17年4月1日～平成17年9月30日)

富山医科薬科大学
(平成17年4月1日～平成17年9月30日)

高岡短期大学
(平成17年4月1日～平成17年9月30日)

金沢大学

福井大学

山梨大学

信州大学

岐阜大学

浜松医科大学

名古屋大学

愛知教育大学

豊橋技術科学大学

三重大学

滋賀大学

京都大学

京都工芸繊維大学

大阪大学

兵庫教育大学

神戸大学

奈良教育大学

奈良先端科学技術大学院大学

奈良女子大学

島根大学

岡山大学

山口大学

徳島大学

鳴門教育大学

香川大学

愛媛大学

佐賀大学

大分大学

宮崎大学

鹿児島大学

鹿屋体育大学

琉球大学

【大学共同利用機関法人】

人間文化研究機構

自然科学研究機構

高エネルギー加速器研究機構

情報・システム研究機構

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他の業務運営に関する重要事項 ② 安全管理 平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 「○ 災害、事件・事故、薬品管理等に関する<u>全学的マニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○ 災害、事件・事故、薬品管理等に関する<u>全学的マニュアルが策定されており、危機管理に関しても全学的・総合的な危機管理体制が確立されている</u>」</p> <p>【理由】 8月18日付けで追加資料として提出した「危機管理ガイドライン」の中で、「各マニュアル等については現行規則をもって本ガイドラインに規定する危機管理にあてるものとする」と規定している(P2,16行目)。各マニュアル等については、平成16年実績報告書で報告済である「安全マニュアル」(事故への対応、救急措置、危険物質の対応など6項目についてマニュアル化したもので、1年次の安全教育の資料としても活用している。)の他、「防火管理規則」(火災、地震等の災害の対応マニュアルが盛り込まれている。),「毒物及び劇物管理要領」,「情報セキュリティポリシー」,「ハラスメント規程」などが整備されている。従って、今回の評価にある「・・・策定されていない」との記載には該当しないと考えられるので、修正案に沿って検討頂きたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他の業務運営に関する重要事項 ①施設設備の整備等 平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】 「○ 年度計画【64-1】「実績や有効性に応じたスペース配分となるよう改める」(実績報告書 40 頁)については、配分計画の検討にとどまっており、年度計画を十分実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成のためには<u>やや遅れている。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 中期目標・中期計画の達成に向けて<u>順調に進んでいる。</u></p> <p>【理由】 16年度実績報告書(P19)及び8月18日に提出した「平成17年度に係る業務の実績に関する確認事項の(64-1)関連でもスペース配分の実績について説明しているが、この度の評価結果の(2)財務内容の改善の中でも、「実績や有効性に応じたスペース配分を行っている」(P2,16行目)ことが評価されている。このことから、本学は平成17年度計画は達成していると判断しており、「検討にとどまっている」という評価には当たらないと考えているので、削除を検討頂きたい。 また、本学報告書の「今後は教員の評価制度とリンクしたスペース配分計画を検討する。」とする記述は、17年度に教員評価制度を確立したところであり、18年度以降これとスペース配分をリンクさせる計画を先取りして記述したものであり、17年度の計画を「検討する」として記載した訳ではないので評価結果の再考をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

以上の修正に基づき、「その他の業務運営に関する重要事項」の評定を下記のとおり修正する。

『本項目については、評価委員会が検証した結果、年度計画の記載7事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断される。』

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が 85 %を満たさなかったことから、今後、速やかに定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「一方、大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が 85 %を満たさなかったことから、平成 19 年度の保健学研究科新設に当たっては、<u>医学系研究科医科学専攻からの入学定員 9 人振替による整備計画を進めているが、さらに、定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。</u>」</p> <p>【理由】 修正文案に記載した通り、入学定員の適正化に努めているため</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは、理解するが、あくまで平成 19 年度に向けて計画を進めている段階であり、本評価に反映することは不適當なため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (2) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が 85 %を満たさなかったことから、今後、速やかに定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が 85 %を満たさなかったことから、平成 19 年度の保健学研究科新設に当たっては、<u>医学系研究科医科学専攻からの入学定員 9 人振替による整備計画を進めているが、さらに、定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。</u>」</p> <p>【理由】 修正文案に記載した通り、入学定員の適正化に努めているため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは、理解するが、あくまで平成 19 年度に向けて計画を進めている段階であり、本評価に反映することは不適當なため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合】</p> <p>【原文】 「年度計画【1-2】「環境整備の基本方針等を策定する」(実績報告書136頁)については、施設調査及び各部局との意見交換にとどまっていることから、年度計画を十分に実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 「環境整備の基本方針」は、計画を前倒しして、既に平成16年度に取りまとめた「マスタープラン」(キャンパス整備基本計画)の一部として策定済みである。 したがって、平成17年度は、マスタープランに沿って整備を実施している段階である。実施に際しては、現場の実情調査及び各部局との意見交換を十分行いつつ進めている。(提出資料12-6及び別添参照)</p> <p>▼参考(平成17年度施設整備の進行状況)</p> <p>現状調査・把握とマスタープランの策定 (平成16年度実績) ↓ マスタープランに基づく整備 (平成17年度進行状況) ↓順次予算化 ↑必要に応じプランの見直し 詳細計画・設計 現場調査・部局との設計ヒアリング ↓工事発注 (平成17年度実績) 整備の実施</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

	<p>以上の修正に基づき、「その他業務運営に関する重要事項」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>『本項目については、評価委員会が検証した結果、年度計画の記載18事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断される。』</p>
--	--

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合】 ○年度計画【186】「技術職員の高度技術研修を試行する」(実績報告書 53 頁)については、施行方法の検討及びプログラムの準備にとどまっていることから、年度計画の十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 平成 17 年度業務実績報告書に記載していた【186】の判断理由(計画の実施状況等)「教室系技術職員研修企画委員会において・・・プログラムの準備を行った。」 は誤りであり、正しくは、 「教室系技術職員研修企画委員会において・・・プログラムの準備を行い、平成 17 年 12 月に高度技術職員研修を実施した。」であり、この内容を基に年度計画を十分実施していると判断した。 (根拠資料 1) 添付のとおり</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来たすため、今後、実績報告書作成に当たっては、十分留意することが求められる。</p>
	<p>以上の修正に基づき、「業務運営の改善及び効率化」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>『本項目については、評価委員会が検証した結果、年度計画の記載 51 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けて<u>順調に進んでいる</u>」と判断される。』</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 ○災害対策マニュアルが策定されている。 なお、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが作成されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。</p> <p>【申立内容】 <u>事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが作成されていないことから、早急な対応が期待される。</u></p> <p>上記下線部分を削除願いたい。</p> <p>【理由】 本学では、「国立大学法人東北大学事故処理内規」、「事故等の報告に関する細則」が整備されており、(根拠資料2：添付のとおり) 事故等が発生した場合の取扱いが全学的に統一されている。また、その内容も事故等が発生した場合の手順等が記載されていることから上記【申立内容】のとおり修正願いたい。 (根拠資料2) 添付のとおり</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>○ 会計規程，役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項については，経営協議会において審議すべき事項であるが，報告事項として処理がなされていることから，適切な審議が行なわれることが求められる。</u></p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 報告事項ではなく，審議事項として扱っているため。 (参考) 「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」資料編 (P.2～21) 「経営協議会議事概要」，「経営協議会記録」のとおり</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「○ 内部監査の実施体制については、 監査室長が秘書課長をもって充てられ、<u>内部監査が総務部長の統括下で実施されていることから、</u>監査対象との独立性、実効性が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 内部監査の実施体制については、 監査室長が秘書課長をもって充てられているが、<u>監査対象との独立性、</u> 実効性が求められる。」</p> <p>【理由】 国立大学法人群馬大学監事監査規則の規定により、監事の統括下で実施されているため。 (参考) 「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」資料編 (P. 74～75) 「監査室設置要項」, 「監事監査規則」 のとおり</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>2 項目別評価</p> <p>I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○ <u>経営協議会や監事の指摘内容が具体的に大学運営に反映されていない。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 ○ <u>経営協議会や監事の指摘内容を業務運営により適切に反映していく必要がある。</u></p> <p>【理由】 原文では「・・・<u>具体的に大学運営に反映されていない。</u>」と評価されましたが全く反映されていない訳ではありません。 評価結果（原案）の全体評価の中で、財務内容に関し注目されるとして、「有限責任事業組合（LLP）を活用するとしているのは注目される。」と記述されています。このことは・経営協議会の審議状況及び運営への活用状況（埼玉大学 共通資料1：5 ページ）において示しましたように、経営協議会からの有益な意見を大幅に取り入れました。 また、・経営協議会の審議状況及び運営への活用状況（埼玉大学 共通資料1：5 ページ）において、埼玉大学の基金の立ち上げと寄付募集に関しても同様に経営協議会からの有益な意見に基づくものです。 監事の指摘内容が具体的に反映されてい</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ削除する。 以上の修正に基づき、「業務運営の改善及び合理化」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。 (理由) 年度計画の記載 38 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

いとの指摘に関しては、

・ **監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況**（埼玉大学 共通資料1：5～6ページ）において記述のとおりであり、監事からの要望をうけ改善に努めており、その中でも、監事から財務・会計業務を具体的に且つ大きく改革したとの評価を受けております。

以上のことを踏まえ、【修正文案】のとおりご考慮くださいますようよろしくお取り計らい願います。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I 業務内容・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 <u>「災害に関する全学的なマニュアルは策定されている。なお、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 <u>「防災及び安全衛生管理に関する全学的なマニュアルは策定されているが、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</u></p> <p>【理由】 本学では、業務実績報告書の資料編として提出した、火災、地震等の災害に係る「防災危機管理マニュアル」以外に、平成16年度から「安全衛生管理マニュアル」を作成し、教育研究業務に関わる、機械の操作、放射性物質の取扱い、薬品の使用等に際しての事故防止策及び災害時の対応方法等について周知を図っている。</p> <p>※ 実績報告書No. 219 別添「安全衛生管理マニュアル」参照</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>「災害、事件・事故に関する全学的なマニュアルは策定されている。なお、<u>薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。</u>」</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>【原文】 「監事監査における指摘内容を具体的に大学運営に反映させるなど、監査機能の充実が求められる。」</p> <p>【申立内容】 以下のとおり原文を修正願いたい。 「監事による業務監査報告書が提出され、具体的な改善点等を指摘している。指摘内容の具体的な大学運営への反映について、引き続き対応が求められる。」</p> <p>【理由】 東京大学では、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、監事による業務監査報告書を提出し、具体的な改善点等を指摘しており、監事業務監査については、独立性を担保しつつ、面談や書面による調査等を通じて、適切に実施している。 この度提出した業務監査の指摘事項については、進捗状況のフォローアップを行っており、必要に応じて関係委員会等に周知するなどしているところである。 原文の記述では、これらを含めた監査機能全般について問題があるという誤解を招く恐れがある。 一方、評価結果（原案）でご指摘いただいたとおり、指摘内容が大学運営に反映させることについて、一部に対応が十分ではない事項もあることから、これらの点については、引き続き対応が必要であると考えているところである。 以上のことから、原文を上記のとおり修正願いたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 さらに、ウェブサイトの更新について、今日のインターネット社会における重要性や迅速対応の必要性に照らし、適時適切に更新が行われるよう一層の努力が期待される。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 さらに、リニューアル後のウェブサイト充実について、一層期待される。</p> <p>【理由】 次頁、「【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び情報提供」の【理由】に同じ。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「ウェブサイトの更新」については、平成17年度に係る業務の実績に関する報告書において、大学側が「ホームページの更新」を年度計画に掲げながら、「十分には実施していない」と自己評価していることを踏まえ評価したものである。</p> <p>この際、「適時性」は、大学側が行っていたと主張する日常的な「ニュース、お知らせ」等の更新に限らず、全面的なリニューアルにも求められるものとして判断している。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び情報提供</p> <p>【原文】 ○ ウェブサイトの更新について、今日のインターネット社会における重要性や迅速対応の必要性に照らし、適時適切に更新が行われるよう一層の努力が期待される。</p> <p>【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けてやや遅れている。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。 【修正文案】 ○ リニューアル後のウェブサイト充実について、一層期待される。</p> <p>【評定】 中期目標・計画の達成に向けておおむね計画通り進んでいる。</p> <p>【理由】 「年度計画を十分には実施していない」とされた「ウェブサイトの更新」は、「ウェブサイトの全面的リニューアル」の遅れを指している。 ウェブサイトの全面的リニューアルについては、ウェブサイトが社会に開かれた大学として情報を積極的に外部へ発信する取組として、また、情報化社会にあつてウェブサイトの果たす役割がますます重要となることから、一層の充実を図るために行ったものである。17年度中に完了させる計画であったが、多様なユーザー（受験生、在学生、保護者、卒業生、展覧会・演奏会・</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「ウェブサイトの更新」については、平成17年度に係る業務の実績に関する報告書において、大学側が「ホームページの更新」を年度計画に掲げながら、「十分には実施していない」と自己評価していることを踏まえ評価したものである。 この際、「適時性」は、大学側が行っていたと主張する日常的な「ニュース、お知らせ」等の更新に限らず、全面的なリニューアルにも求められるものとして判断している。 なお、「やや遅れている」という評定については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領（平成16年10月25日国立大学法人評価委員会決定、平成18年2月20日一部改正）」に従い、大学側の自己評価を踏まえ、自己点検・評価及び情報提供における年度計画の記載事項中「年度計画を十分に実施している」ものが9割未満であること等を総合的に勘案して行ったものである。</p>

アートプラザのお客様、地域、企業、寄付者、海外、職員等) に対して、より使いやすく、より充実した情報の提供が可能な設計を実現するために計画より若干遅れ、新ウェブサイトの公開は平成18年6月1日となった。この点について、自己評価において、「年度計画を十分には実施していない」としていることをご理解願う。

しかしながら、ニュースやお知らせ等の適時性が必要な情報については、リニューアルとは関係なく、旧ウェブサイト上においても随時更新をしてきており、「迅速対応の必要性に照らし、適時適切に更新」としてきているところであり、原文の指摘内容は本学のHPの運営状況とは相違すると考える。

なお、リニューアル後は、本学の特長を生かして、トップ頁で教員の作品や大学所蔵楽器を月代わりで紹介するなど、大学の顔に相応しいものとする事ができている。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項 [評価結果(原案) P.4 24行目]</p> <p>【原文】 <u>○災害、薬品管理に関する全学的なマニュアルが策定されている。なお、事件・事故対応等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>○災害、薬品管理及び事件・事故対応等に関する全学的なマニュアルが策定されている。</u></p> <p>【理由】 本学では、災害、薬品管理に関する全学的なマニュアル並びに危機管理に関する全学的なマニュアル「東京工業大学危機管理体制」(別添)を作成し、学内に周知している。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】</p> <p>2 項目別評価</p> <p>(1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】</p> <p>【原文】</p> <p>「年度計画【155-4】「各課の有する学生や教職員の個人データの共有化の推進」（実績報告書39頁）については、今後の共有化に向けての具体的な方向性についての検討にとどまっており、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】</p> <p>削除願いたい</p> <p>【理由】</p> <p>平成 17 年度は学生・教職員の個人データの共有化に向けてその方針を定め手順を策定しました。同時に、共有するデータを管理するための統合認証サーバーを平成 18 年 3 月に設置して運用実験を行いました。このサーバーによって、一元化された個人の認証が管理され、これを基盤として、学生・教職員のデータの共有化が実現可能になります。</p> <p>実績報告書の記述には、サーバーの設置というハード面での進行状況の記載を欠くという誤りがございました。不十分な記載をいたしましたことを深く反省し、謹んでお詫び申し上げます。</p> <p>以下、不十分な記載を改めさせていただきたくお願い申し上げます。具体的には、実績報告書【155-4】に記しましたワーキンググループにおける分析の結果、教職員の個人データの共有化のためには、次の2点に取り組む必要性が確認されました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行の各課のデータベースで個別に行っているID採番方法の共通フォーマットの策定の必要性 2. 個人データ共有化にあたってのセキュリティ 	<p>【対応】</p> <p>意見のとおりとする。</p> <p>【理由】</p> <p>事実関係に即した修正。</p>

ィ確保のための全学的な統合認証基盤確立
の必要性

1. つきましては、平成18年度版の採番方法を策定しました。

2. つきましては、統合認証サーバーを平成18年3月に設置して運用実験を行いました。

この2つの作業により、学生・教職員の個人データの統合認証基盤に基づくセキュアな共有化を可能とする環境が整いました。

このことを踏まえて、本学としては「Ⅲ」（年度計画を十分に実施している。）と自己評価いたしましたところでございます。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「なお、<u>事件・事故、薬品管理等</u>に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</p> <p>【申立内容】 下線部分を削除願いたい。</p> <p>【修正文案】 「なお、薬品管理に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</p> <p>【理由】 評価結果（原案）中では、「事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていない」とされていますが、本学が平成17年度に作成した「危機管理マニュアル」は、「事件・事故」を含んだ総合的なマニュアルとして意図し、作成したものとなっております。提出いたしました「実績報告書資料編」中では、「同マニュアル」の抜粋箇所のみを掲載いたしました。が、「事件・事故」に関する対応部分についても、同マニュアルの中で策定しておりますので、その点をご考慮いただいた上での評価コメントに修正いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、薬品管理に関しましては、薬品を使用する全ての研究室に薬品管理ソフトを導入している他、毒物、劇物についても管理方法が定められており、適正に管理を行っております。こちらにつきましても、平成18年度中に全学的なマニュアルを策定する予定であります。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『なお、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 一方、学生収容定員の充足率については、大学院修士・博士課程においてそれぞれ <u>77%、54%</u>と、昨年が続いて85%を満たさなかったことから、今後、速やかに定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。</p> <p>【申立内容】 修士課程の学生収容定員充足率に関する記載事項について、削除願いたい。</p> <p>【修正文案】 一方、学生収容定員の充足率については、<u>大学院修士課程においては、教育プログラムの拡充等により平成17年10月の学生入学時点の充足率が98%に達しており、大きな改善が見られるが、大学院博士課程において54%と、昨年が続いて85%を満たさなかった。博士課程の抜本的な改革に着手しているところであるが、今後、速やかに定員の充足に努める必要がある。</u></p> <p>【理由】 実績報告書にも記載したとおり、修士課程において、教育プログラムの拡充等により平成17年10月の学生入学時点の充足率が98%に達しており、大きく改善している。 本学では、大学院修士課程を制度的に1年のプログラムとして戦略的に運営してい</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『一方、学生収容定員の充足率については、<u>大学院修士課程においては、教育プログラムの拡充等により10月時点では98%となっているが、5月時点では77%であり、また、博士課程においては54%と、昨年が続いて85%を満たさなかったことから、今後、速やかに定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。また、修士課程については、新教育プログラムの定着等による持続的な改善が期待される。さらに、・・・</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

る。平成17年度は1年間で167人（入学定員120名）の修了生を輩出しており、その教育効果は極めて高いものがある。

多様な大学の活動を評価するためには、多様な指標を用いるべきであり、学生収容定員充足率を業務運営の改善及び効率化の指標の機軸として、機械的に適用することのないよう、多元的な評価を要請する。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 <u>また、中期的な財政計画を早急に策定することが望まれる。</u></p> <p>【申立内容】 原文を削除願いたい。</p> <p>【理由】 中期的な財政計画は既に作成済み。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『また、中期的な財政計画を早急に策定することが望まれる。さらに、大学全体としての適正な目標管理のため、・・・。』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 <u>さらに、大学全体としての適正な目標管理のため、中期目標・中期計画に対応した年度計画を適切に設定し、中期目標の達成に至る道筋を社会に広く示しつつ、計画的な業務の推進に努めることが期待される。</u></p> <p>【申立内容】 原文を削除願いたい。</p> <p>【理由】 各年度の事業計画は、中期目標・中期計画に対応し、メリハリをつけて適切に策定している。 また、年度計画そのものが適切でなく、業務全体が計画的に推進されていないとの誤解を生じかねない内容となっている。 さらに、本文は、年度計画の設定についての記述であり、平成17年度業務実績に対する評価になっていない。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期計画に対応する年度計画の数が著しく少なく、中期計画を適切に実施していくためには、中期計画に対応した年度計画を設定していくことが求められるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 年度計画【44】・・・については、<u>内部監査制度の基本方針、基本的実施要綱が策定されていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u></p> <p>【修正文案】 <u>年度計画【44】・・・については、内部監査のための担当者を配置し、規則に基づく内部監査が実施されているものの、最終的に実施要綱等の策定に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u></p> <p>【理由】 平成17年度に監査役を配置し、現行の枠組みのなかで適切に内部監査を実施した。また、並行して監査室設置に向けての実施要綱等の整備を進めており、その過程について言及願いたい。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『年度計画【44】・・・については、<u>従来の規則に基づく内部監査は実施しているものの、実施要綱等の策定には至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供</p> <p>【原文】 新たに実施される教員業績評価について、評価のねらいや仕組み等を体系的に整理、システム化し、<u>平成18年度の評価実施と処遇面への反映に向けて準備しており、.....</u></p> <p>【修正文案】 新たに実施される教員業績評価について、評価のねらいや仕組み等を体系的に整理、システム化し、<u>既に評価作業に着手しており、.....</u></p> <p>【理由】 ヒアリングにおいて、処遇面への反映は、将来的な課題である旨回答したところであり、平成18年度に評価結果を直接処遇面に反映することを準備しているわけではない。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『新たに実施される教員業績評価について、評価のねらいや仕組み等を体系的に整理、システム化し、<u>評価作業に着手しており、今後の着実な実施が期待される。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「なお、事件・事故等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 全学的なマニュアルについては、「火災・事件・災害発生時における教職員等の対応等について」(平成12年7月評議会決定)がすでに策定されており、これに基づき対応を行っている。 既に提出済みの、資料編 - 14「学内での火災・事件発生時における連絡網」に加え、「火災・事件・災害発生時における教職員等の対応等について」を根拠資料として提出する。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『また、災害対策、事件・事故、情報管理等に関する全学的なマニュアルが策定されている。なお、事件・事故等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準については、経営協議会において審議すべき事項であるが、<u>法人としての意思決定前に審議されていないことから、適切な審議が行われることが求められる。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準については、経営協議会において、<u>基準の改正に係る基本方針を審議し承認を得た上で、この方針に基づき関係規則の改正が行われているが、改正された規則自体については報告にとどまっており、より適切な審議が行われることが求められる。</u>」</p> <p>【理由】 平成 17 年度における役員に対する報酬及び退職手当の支給基準については、本学は国の法律改正案に準拠して関係規則の改正を行ったところである。 関係規則の改正に先立ち、社会一般の情勢に適合した的確な内容と判断される人事院勧告や政府原案が示された後、経営協議会において国の改正案に準拠して改正するとの基本方針が審議され承認されている。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準については、経営協議会において審議すべき事項であり、<u>基準の改正に係る基本方針については関係規則の改正前に審議されているものの、規則の改正案自体については報告にとどまっており、法人としての意思決定前に審議されていないことから、適切な審議が行われることが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【本学実績報告書資料編 2、3 頁参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 回経営協議会（10 月 18 日） 審議事項 平成 17 年人事院勧告に対する本学の対応等について ・ 第 7 回経営協議会（12 月 6 日） 審議事項 国家公務員退職手当法改正に対する本学の対応について <p>・ その後、関係規則の改正を、経営協議会において承認された基本方針どおり、国の改正案に準拠して行ったものであるので、経営協議会に対しては報告事項として取り扱ったものであるが、基本方針の審議は事前に行われていることから、修正文案のとおり修正願いたい。</p> <p>【本学実績報告書資料編 2、3 頁参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 回経営協議会（12 月 6 日） 報告事項 国立大学法人新潟大学役職員等給与の改正について ・ 第 8 回経営協議会（3 月 14 日） 報告事項 国立大学法人新潟大学役職員給与・退職手当の改正について 	

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3)自己点検・評価及び情報提供</p> <p>【原文】 「 <u>教員評価のためのデータベースについて、全教員の教育研究活動状況のウェブサイト上への入力を終え、これを基に、教員評価の試行を実施している。</u> 」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「 <u>全教員が教育研究活動状況をウェブサイトからダウンロードした入力票（エクセル）に入力し、これを基に、教員評価の試行を実施している。</u> 」</p> <p>【理由】 実績報告書55頁の特記事項欄（（評価））の記載「教員にWeb上の入力票（エクセル）に教育・研究・社会貢献・管理運営の実績を入力してもらい、教員評価の試行を実施した」は、教育研究活動状況をウェブ上へ直接入力するように受け取られる表現であったため、評価結果（原案）の記述となったと思われるが、誤解を避けるため</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>想定される各種の危機に大学として対応する体制を整備するため、危機管理に関する規程を新たに制定しているが、災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本学における大学院教育は、葉山キャンパスに設置する先導科学研究科を除き、大学共同利用機関法人等が各地に設置する大学共同利用の研究所その他の機関（基盤機関）に置かれる各専攻において実施していることから、災害、事件・事故、薬品管理等の安全管理に関しては、全学的に統一されたマニュアル等を整備するよりも、専攻が置かれている各基盤機関において、その現状に即して定められた管理体制・規定等により対応したほうが、より機能的・現実的であると考えている。また、学生に対するマニュアル等配布、安全教育及び実地訓練への参加などは各基盤機関において実施しているところである。（実績報告書39ページ、【36-3】）</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。 (中略) 想定される各種の危機に大学として対応する体制を整備するため、危機管理に関する規程を新たに制定している。<u>また、基盤機関等が作成している安全管理マニュアル等の学生への配布、安全教育等を実施している。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

なお、葉山本部については、環境安全ガイドブック（資料編 86 ページ）により具体的事項について学生・教職員に周知しているところであり、危機管理体制については、危機管理に関する規程（資料編 88 ページ）において、全研究科・専攻を含む全学的な体制及び危機管理員・対策本部の設置などの具体的措置についても規定しているところである。

以上の理由により、原文当該箇所の削除をお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、経営協議会の審議の実質化や、<u>全学的・総合的な危機管理体制の整備</u>については、取組を加速することが求められる。」</p> <p>【申立内容】 下線箇所を削除願いたい</p> <p>【理由】 前述の「2 項目別評価（4）その他業務運営に関する重要事項」に関する削除申立と同様の理由により原文下線箇所の削除をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、内部監査実施体制については、監査対象からの独立性・実効性が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「一方、内部監査の実施については、監査計画書に基づき、外部資金に係る監査を重点事項として書類の確認及び説明聴取が行われ、会計監査人と協力して物品の使用状況確認も行われている。また、監査結果について、学長に報告され改善措置が図られている。しかし、内部監査が会計課財務・監査室で実施されていることから、監査対象からの独立性を高めることが求められる。」</p> <p>【理由】 原文は、内部監査を実施する組織が監査対象から独立しており、その結果監査の実効性が体制として担保されていることの重要性を踏まえてのものと考えられるが、原文の「監査対象からの...実効性が求められる」という表現では、その趣旨を理解しがたいのではないかと考えられ、また原文では内部監査自体が実効を挙げていないとの誤解を招くおそれがある。 さらに、監査実施体制を充実するという問題を指摘するのであれば、「監査対象からの独立性」という表現で十分な理解が得られるものと考えられることから、修正文案のとおり原文の修正を御検討願いたい。 (なお、「監査対象からの独立性」の課題に対しては、来年度から監査担当組織を会計課から独立させ、事務局次長を室長とする監査室を設置する予定。)</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『一方、内部監査実施体制については、監査対象からの独立性・実効性を<u>高めることが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 内部監査実施体制については、監査対象からの独立性・実効性がより一層求められるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「……。今後は、<u>職員評価についても</u> <u>処遇への反映を含めたスケジュール設定を</u> <u>行い取り組むことが期待される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「……。職員評価に関しては、平成17 年度からすでに検討を進めているが、今後は スケジュール設定を行い、<u>職員の処遇への</u> <u>反映を含めた評価システムを実現するこ</u> <u>とが期待される。</u>」</p> <p>【理由】 平成17年度の年度計画の実施状況の中 で、「検討ワーキンググループを立ち上 げ、評価項目・方法等について検討を開始 した。」となっており、すでに職員評価シ ステムに関するワーキンググループを立ち 上げ（平成18年1月）、評価システムの検討 に着手しているため。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『……。職員評価については、<u>評価シ ステムの検討に着手しており、今後、処遇 への反映を含めたスケジュール設定を行 い取り組むことが期待される。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「内部監査の実施については、内部監査が会計課財務・監査室で実施されていることから、監査対象からの<u>独立性・実効性</u>が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「内部監査の実施については、<u>監査計画書に基づき、外部資金に係る監査を重点事項として書類の確認及び説明聴取が行われ、会計監査人と協力して物品の使用状況確認も行われている。また、監査結果について、学長に報告され改善措置が図られている。しかし、内部監査が会計課財務・監査室で実施されていることから、監査対象からの独立性を高めることが求められる。</u>」</p> <p>【理由】 原文は、内部監査を実施する組織が監査対象から独立しており、その結果監査の実効性が体制として担保されていることの重要性を踏まえてのものと考えられるが、原文の「監査対象からの...実効性が求められる」という表現では、その趣旨を理解しがたいのではないかと考えられ、また原文では内部監査自体が実効を挙げていないとの誤解を招くおそれがある。 さらに、監査実施体制を充実するという問題を指摘するのであれば、「監査対象からの独立性」という表現で十分な理解が得られるものと考えられることから、修正文案のとおり原文の修正を御検討願いたい。 (なお、「監査対象からの独立性」の課題に対しては、来年度から監査担当組織を会計課から独立させ、事務局次長を室長とする監査室を設置する予定。)</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『内部監査実施体制については、内部監査が会計課財務・監査室で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性を<u>高めることが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 内部監査実施体制については、監査対象からの独立性・実効性がより一層求められるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「薬品管理マニュアルについて作成されていないことから、早急な対応が求められる。なお、」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 別添資料のとおり、薬品管理マニュアルにつきましては、化学薬品を扱う学部ごと（工学部は、浜松地区防災安全委員会として作成）に、「安全の手引き」として作成済みであるため。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 課題としての「薬品管理マニュアルについて作成されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」を削除し、注目される事項として、「防災、事件・事故等に関する全学的なマニュアルのほか、化学薬品を扱う学部ごとに薬品管理に関するマニュアルが作成されている。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」を追加する。</p> <p>【理由】 大学からの意見により、事実関係に即した修正を行う。なお、薬品管理に関するマニュアルの存在については、ヒアリングを踏まえた確認事項においても確認できなかったものであり、今後、適正な対応が望まれる。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 内部監査の実施については、内部監査が財務部長統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本学では、学長直属の監査室を設置し、総務部長を室長として、監事等の行う業務監査、会計監査の支援を行っている。執行部門から独立した監査機能については、この監査室が役割を担っている。 内部監査は、学長の責務において、その下に学長から委任された財務に関する理事、部長等が会計執行責任を的確に果たすこと及び教育研究現場等における会計事務処理の実情を把握すること等を主な目的として、いわゆる自己点検・評価的側面から行うものである。 その実施においては、会計経理に限定して実施しているため、日常の会計事務に精通している財務部長が取りまとめをし、監査の実効性を高めることとしているものである。 また、学長は必要があると認めたときは、財務部所属の職員以外の職員に監査員を命じることができることとしており、独立性に配慮しているところである。 このようなことから、現下においては、内部監査の独立性及び実効性については問題がないと判断しているものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 内部監査の実施については、監査対象からの独立性・実効性が求められるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、教員の業績評価を給与に反映させる方策及び見通しが明確でなく、今後、処遇への反映方法を含め、具体的なスケジュールを設定して構築を進める必要がある。このほか、財務内容については、数値化できる指標に基づく「合理化」の推進が、業務運営の改善に係る業務実績の中心となっていることが、医科大として「医療の質」を犠牲にする恐れがあることを踏まえ、取り組むことが期待される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「一方、教員の業績評価はボーナス時に反映されている。また、昇給等も含めた給与への反映は、新しい人事評価制度システムの導入（H18～19年度試行後、H20年度より本格導入）にあわせて実施することとしている。このほか、財務内容については、法人化後実施している無駄が生じているコスト領域を改善し余剰資金を創出し、その資金を教育、研究、診療等のサービスの質的向上の経費に充てている（コスト構造改革の実施）。また、大学病院の使命は質の高い医療提供との考えのもと、手術技術に優れた医師を採用するなどした結果、手術件数、患者紹介率が向上したことは評価できる。」</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 「また、教員の業績評価の昇給等も含めた給与への反映は、新しい人事評価制度システムの導入（H18～19年度試行後、H20年度より本格導入）にあわせて実施することとしている。このほか、財務内容については、法人化後実施している無駄が生じているコスト領域を改善し余剰資金を創出し、その資金を教育、研究、診療等のサービスの質的向上の経費に充てている（コスト構造改革の実施）。また、大学病院の使命は質の高い医療提供との考えのもと、手術技術に優れた医師を採用するなどした結果、手術件数、患者紹介率が向上したことは評価できる。」</p> <p>【理由】 大学からの意見により、教員の業績評価の昇給等も含めた給与への反映は、新しい人事評価制度システムの導入にあわせて実施することが明らかとなり、また、誤解を生じる可能性のある表現があったため。</p>

【理由】

本件につきましては、ヒアリング時の質問に対する回答及び平成17年度に係る業務の実績に関する確認事項でも、上述（申立内容）の内容に準じて回答させていただきます。

再考の程、よろしく願いいたします。

特に「このほか、財務内容については、数値化できる指標に基づく「合理化」の推進が、業務運営の改善に係る業務実績の中心となっていることが、医科大として「医療の質」を犠牲にする恐れがあることを踏まえ、取り組むことが期待される。」の表現は、読み手側にとって誤解を与える内容となっており、その結果、本学が使命と考えている「大学病院は質の高い医療の提供」と全く異なった内容と受けとられる可能性が大きいため（本院のイメージを損ねます）、本表現の削除を強く要請いたします。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。 「<u>教員以外の職員を対象とする新たな評価システムを構築するため、各職種に応じた評価項目などの評価委員会案をまとめている。業績評価を給与に反映することの検討も進められている。給与への反映の具体化方策が注目される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「<u>新たな評価システムを構築するため、各職種（教員、看護、コメディカル、教室系技術職員及び事務職員）に応じた評価項目などの評価委員会案をまとめている。業績評価を給与に反映することの検討も進められている。給与への反映の具体化方策が注目される。</u>」</p> <p>【理由】 年度計画【153-1】の「判断理由（計画の実施状況等）」にも記載していますが昇給等も含めた給与への反映は、全ての職種について、新しい人事評価制度システムの導入（H18～19年度試行後、H20年度より本格導入）にあわせて実施することとしています。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。 「<u>新たな評価システムを構築するため、各職種（教員、看護、コメディカル、教室系技術職員及び事務職員）に応じた評価項目などの評価委員会案をまとめ、平成20年度に本格実施することとしている。昇給等も含めた給与への反映については、新たな人事評価制度システムの導入にあわせて実施することとしている。給与への反映の具体化方策が注目される。</u>」</p> <p>【理由】 大学からの意見により、人事評価について平成20年度に本格実施するとともに、昇給等も含めた給与への反映について人事評価制度システムの導入にあわせて実施することが明らかになったため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>「教員の業績評価については、原案提示、案再提出を経て、今秋には最終案をまとめるとされている。給与への反映は、平成18年度秋以降に詳細な検討が行われる予定である。評価の処遇への連動の見通しを、具体的なスケジュールを設定して構築する必要がある。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 全体評価、項目別評価の修正依頼でも記載していますが、教員の業績評価はボーナス時に反映されており、昇給等も含めた給与への反映は、新しい人事評価制度システムの導入（H18～19年度試行後、H20年度より本格導入）にあわせて実施することとしています。</p>	<p>【対応】 意見のとおり削除する。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善</p> <p>【原文】 平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 「年度計画「院外処方箋発行率80%を目指す」について、病院の立地条件などにより、平成17年度は75.7%となり、目標数値を下回っている。今後、数値目標の達成に向けた方策について、設定数値の在り方も含めて検討することが期待される。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本件に関しては、ヒアリング時の質問への回答及び年度計画【191-1の「判断理由（計画の実施状況等）】にも記載していますが、「目標設定については当時の政策的な面（特定機能病院として、院外処方箋発行率80%を目指す）を取り入れて設定しましたが、患者様へのサービスを第一と考え現在の状況（院外薬局：支払い金額が割高、周辺に無い、薬剤配置の不十分などの問題有り）では、現在の目標設定は非現実的なものであると判断し、役員会で目標数値の変更（80%→70%）を決定したものであります。以上のとおり、設定数値の在り方については、役員会で検討し決定済みです。 本学の事情をご理解いただきまして、再考願いますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 「今後、数値目標の達成に向けた方策について、設定数値の在り方も含めて検討することが期待される。」を削除する。</p> <p>【理由】 大学からの意見により、役員会において院外処方箋発行率を70%とすることを決定したことが明らかとなったため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 1行目～6行目 「京都教育大学は、「教育の総合大学」を目指し、開かれた大学として機能するために、各般の取り組みが行われているが、学校力、教師力向上への社会的要請を受け、変革が迫られている中、現職教員の研修も必須の課題となっている。<u>今後の展望を切り開くためには、教員評価方法の構築と処遇への反映が求められ、今後の取組が期待される。このため、個々の取り組みには見るべきものがあるものの、全体としての方向性が不明確であり、教員配置、教員評価を根底に据えた取組が期待される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「京都教育大学は、「教育の総合大学」を目指し開かれた大学として機能するために、各般の取り組みが行われているが、学校力、教師力向上への社会的要請を受け、変革が迫られている中、現職教員の研修も必修の課題となっている。<u>個々の取り組みには見るべきものがあるものの、今後一層の展望を切り開くためには、教員評価方法の構築と処遇への反映が求められ、教員配置、教員評価を根底に据えた取組が期待される。</u>」</p> <p>【理由】 1 「全体としての方向性が不明確であり」という表現は、大学運営全体の方向性が不明確との誤解を招く。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>2 教員養成大学として、本学の全体の方向性は「社会的要請に対応した資質能力の優れた実践的指導力を有する教員の養成」であることを明確にしている。</p> <p>本学は、「教育の総合大学」を目指し、開かれた大学として機能するために、大学全体として各般の取り組みを行っている。特に平成17年度は、教員需要増等に応えるため、学部改組により入学定員すべてを学校教育教員養成課程で募集するとともに、京都府北部地域を対象とした地域指定推薦入学制度を導入した。さらに、京都府・京都市教育委員会と連携した実地教育プログラムを充実させ、現職教員研修充実のためのGPを獲得し取り組んできた。</p>	

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方で、<u>教員の個人評価の処遇面への反映、入試制度の在り方の見直しなど、大阪大学との統合を控え制約はあるとはいえ、<u>全体的な取組は遅れ気味であり、今後、統合に伴う協議が進む中で、可能なものから着実な検討を進められることを期待する。</u></u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「<u>全体的な取組は順調に進んでいる一方</u>で、入試制度の在り方の見直しなど、大阪大学との統合を控え、<u>一部に直接的な影響を受けた取組があり、今後、統合に伴う協議が進む中で、<u>計画の見直しを含め着実な検討を進められることを期待する。</u></u>」</p> <p>【理由】 大阪大学との協議が予想以上に進捗し、平成19年10月を目標とした統合推進の合意書を締結するに至ったため、「教員の個人評価の処遇面への反映」については、主として統合後の予算措置等に関し大阪大学と協議する必要性が生じることとなったものの、平成18年3月に取りまとめた教員評価システム及びインセンティブ・システム(第1次システム)においては、①勤勉手当の成績率への反映、②研究費の配分への反映、③内地研究員制度の選考への反映、という選択肢を設定し、本人の希望と評価結果を考慮のうえ、予算の範囲内で処遇へ反映させるための措置をとることを制度上盛り込</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 「一方で、教員の個人評価の処遇面への反映、入試制度の在り方の見直しなど、大阪大学との統合を控え制約はあるとはいえ、<u>一部の取組に遅れがみられるため、今後、統合に伴う協議が進む中で、可能なものから着実な検討を進められることを期待する。</u>」</p> <p>【理由】 大学からの意見を踏まえ、一部の取組に遅れら見られるとした。</p>

んだ。なお、③内地研究員制度については、教員評価システム及びインセンティブ・システムと連動させ、新たな制度として、平成18年2月に規則を制定したものである。

また、「入試制度の在り方の見直し」についても、統合推進の合意に基づき平成18年3月31日に設置された大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会において、計画の見直しに着手することとしたところである。

以上に加え、教育研究等の質の向上を除く年度計画の記載83事項中（重要性等を勘案したウエイト反映済み）80事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、また、統合後の新組織構想や教育プログラムとの関連で、中期目標・中期計画自体を捉え直す必要が生じているため。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「・・・期待する。また、監事監査については、具体的な監査計画、大学運営に関する指摘が見られず、今後、より一層、監事監査が機能するための方策を検討することが期待される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「・・・期待する。（改行） なお、監事監査については、具体的な監査内容は監査計画書及び業務実績報告書に詳細には示されていないが、実際は時宜に適った多様な監査が積極的に行われている。」</p> <p>【理由】 平成17年度において、監事は、役員会、経営協議会、拡大役員会などの重要な会議に出席し、法人運営の計画段階を含む主たるプロセスにおいて積極的に意見を述べるとともに、次のとおり多様かつ適切な監査を行っているため。 (主な監査事項) (1) 平成17年度の最大の監査目標を、本学と大阪大学との統合が本学の将来と学生にとって有益であるかどうかの検証とし、この視点に立って、役員会に提示される教育・研究に関する原案を、他の国立大学や大手私立大学の状況などと突合し、比較検証した。 財務的には、過去5年間の財政を分析し、今後の5年間の財政見通しを本学財</p>	<p>【対応】 大学の意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 「・・・期待する。また、監事監査については、今後、より具体的な計画に基づく監査が実施され、監事の指摘事項を大学運営に積極的に活用することが期待される。」</p> <p>【理由】 大学からの意見により、時宜に適った多様な監査が行われていることが明らかになったが、より具体的な計画に基づく監査が行われ、指摘事項を大学運営に積極的に活用することが必要であるため。</p>

務室と詳細に検討した。その過程で、中期人事計画や日常の業務執行状況、財務諸表の作成状況を監査した。そして、財務状況の分析と将来の見通しについては、実績報告書に記載の通り、本学の教職員を対象に、「財務状況説明会」を開催した。2時間を超える説明会では多くの有益な意見交換が行われた。

- (2) 予算の編成において、本学の中期目標と本年度の課題が具体的に予算化されているかを検証した。特に、新規教員の採用（「少数言語」）や平成16年度に積み残された課題の予算化を検討した。また、学生への教育・管理経費の予算の適切性についても検討した。情報システムの整備に係る中期計画と本年度予算についても検討した。さらに、留学等に伴う学生納付金の収入不足についても、その対策が予算化されているかを検証した。
- (3) 経費の抑制に関して、財務室のコスト削減計画や省エネ計画の進捗状況を検証した。
- (4) 教職員の「特別昇給」について検討し、その基準を厳しく設定した。
- (5) 評価室の自己点検・評価に係る進捗状況を検証した。
- (6) 科学研究費の取組みや外部資金の導入についても厳しくその対応を要請した。その結果、科学研究費については申請率が向上した。
- (7) 海外からの留学生のネットワーク作りに積極的な提言をした。
- (8) 文部科学省への大型施設申請に関して、施設の競争入札の状況について調査した。
- (9) 学生の進路・就職状況に関する取組みについても、大手私立大学の計画等に基づいて提言した。
- (10) 入試やオープンキャンパス等に係る広報の充実を強く要請した。
- (11) 監査計画の策定、中間監査の状況及

<p>び年度監査の実施状況について、外部監査人との報告会を設定し外部監査の状況と本学の課題を明確にした。</p> <p>(12) キャンパスを見回り、施設の維持・改善の提言をした。特に、学生食堂とトイレについてプロジェクトチームの提言を検証した。</p> <p>なお、本件については、「平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」P. 54「監事による助言・指導」も併せてご参照いただきたい。</p>	
--	--

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「○「外国語学部後期課程の学科・専攻の在り方の見直し」、「入試制度の在り方の検討」については、大阪大学との統合の合意に伴い、統合後の教育プログラム等との関係から検討する必要があるが、今後、統合に伴う協議が具体化する中で、可能なものから着実に検討を進めていくことが望まれる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○「外国語学部後期課程の学科・専攻の在り方の見直し」、「入試制度の在り方の検討」については、大阪大学との統合の合意に伴い、統合後の教育プログラム等との関係から検討する必要があることから、今後、統合に伴う協議が具体化する中で、<u>計画の見直しを含め</u>着実に検討を進めていくことが望まれる。」</p> <p>【理由】 「外国語学部後期課程の学科・専攻の在り方の見直し」、「入試制度の在り方の検討」については、大阪大学との統合推進の合意に伴い、統合後の新組織構想や教育プログラムとの関連で、中期目標・中期計画自体を捉え直す必要が生じているため。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、以下のとおり変更する。 「「外国語学部後期課程の学科・専攻の在り方の見直し」、「入試制度の在り方の検討」については、大阪大学との統合の合意に伴い、統合後の教育プログラム等との関係から検討する必要があることから、今後、統合に伴う協議が具体化する中で、可能なものから着実に検討を進めていくことが望まれる。」</p> <p>【理由】 十分に実施できていない事項については、今後の統合に伴う協議が具体化する中で、可能なものから実施する必要があるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「事務職員は目標達成度評価を基に、附属学校教員は評価に基づく上乗せ方式、大学教員は国家公務員制度の移行を見ながら給与に反映する方式が考えられており、今後の展開が期待される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「事務職員は目標達成度評価、附属学校教員は目標管理制度、大学教員はデータベースを活用した評価方式を基に、国家公務員制度の移行を見ながら給与に反映する方式が考えられており、今後の展開が期待される。」</p> <p>【理由】 原文に記載されている附属学校教員の「評価に基づく上乗せ方式」は、現在行っている勤務評定に、新たに導入しようとしている目標管理制度による評価を加味して給与へ反映させる方式であるが、その方式は、現在考えている方式の選択肢の一つであって、勤務評定の扱いについては未だ検討中の段階である。当該部分は既に平成18年度試行的に導入を予定している目標管理制度に関する記載に改めていただきたい。 また、国家公務員制度の移行については、大学教員だけではなく、附属学校教員を含め教職員全てに対して係る事項であるた</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

め、修正文案のとおり改めていただくとともに、大学教員の評価方式の追記も併せてお願いしたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>「○ 5つの特別委員会の機能と役割、責任体制の明確化が求められる。」</u></p> <p>【申立内容】 当該記述について、再考願いたい。</p> <p>【理由】 本学の特別委員会は、学長ないし理事を委員長とし、役割や機能についても、学内規程にて明文化している。 本学としては、特別委員会の機能、役割及び責任体制はいずれも明確であると判断しており、上記の記述については再考願いたい。 なお、特別委員会について定めた学内規程は、本学のウェブサイトにおいて公開している。</p> <p>http://www.wakayama-u.ac.jp/kikaku/reiki_int/mokuji.htm</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「○ 教員、学生、及び教務に関する情報に関して、対象毎に統一的な体系で管理・運用するための<u>仕組み</u>を構築するための一層の取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「教員、学生、及び教務に関する情報に関して、対象毎に統一的な体系で管理・運用するための<u>全学データベースシステム</u>を構築するための一層の取組が求められる。」</p> <p>【理由】 当該記述は、本学が全学データベースシステム構築について立てた年度計画に対応したものであるが、「仕組み」という表現では、その意味するところが広範に取られるおそれがあることから、「全学データベースシステム」と限定した記述に修正願いたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」</p> <p>○ <u>危機管理に関して、理系に関するマニュアルは策定されているが、災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</u></p> <p>【申立内容】 当該記述を削除願いたい。</p> <p>【理由】 危機管理に関する全学的なマニュアルが策定されていないとの指摘であるが、本学では、平成16年の法人化にあわせて全学の安全衛生マニュアルを策定しており、さらに、今回の評価対象期間外ではあるが、平成18年4月1日には改訂第2版を発行している。このことは、ヒアリング後に行われた「平成17年度に係る業務の実績に関する確認事項」において既に回答しているとおりである。 以上のことから、全学的なマニュアルが策定されていないという上記の記述は適切ではなく、削除を申立てるものである。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、課題とはせず下記のとおり修正する。</p> <p>『<u>災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されている。</u>なお、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ○年度計画【156-7】「全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は、教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応して整備充実する。」（実績報告書74頁）については、研究推進戦略（案）の策定にとどまっております。整備充実に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 年度計画【156-7】（実績報告書74頁）については、全国共同利用施設である乾燥地研究センターの活動のみの説明にとどまっております。「年度計画を十分に実施していない」と評価されたと思われるが、他の教育研究施設については、年度計画【155-1】鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター、菌類きのこ遺伝資源研究センターの設置、【156-6】ものづくり教育実践センターの改修、【156-14】知的財産センターの充実、あるいは年度計画【61-3】鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設に液体シンチレーションカウンターの導入等の整備充実を図るなど、本学においては総合的に勘案して「Ⅲ 年度計画を十分に実施している」と判断したものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 実績報告書の記載内容が、乾燥地研究センターの活動のみにとどまっているとしても、年度計画が「全国共同利用施設及びその他の教育施設」を対象としたものであり、「整備充実する」という計画に対して、乾燥地研究センターにおいては、研究推進戦略（案）の策定にとどまっていることから、年度計画を十分に実施したとはいえないため。</p> <p>なお、当該年度計画で対象としている施設に係る記述が一部の施設にとどまっていることは、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書作成に当たっては留意することが求められる。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>「【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」</u> <u>「(理由) 年度計画の記載 49 事項中 48 事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1 項目について「年度計画を十分には実施していない」と認められるほか、経営協議会の実質化や人事評価システムの本格実施及び結果の処遇への反映に向けたスケジュール設定が求められること等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>「【評定】中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」</u> <u>「(理由) 年度計画の記載 49 事項中 48 事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められる。1 項目について「年度計画を十分には実施していない」と認められるが、改善が検討されており、これらの状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【理由】 実施要領に基づく「国立大学法人評価委員会による評定」では、ⅣまたはⅢの割合が9割以上の場合は、中期目標・中期計画の達成に向けて「おおむね順調に進んでいる」こととされています。従って、年度計画の記載 49 項目中 48 項目がⅣ又はⅢと認</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 経営協議会の在り方については、経営協議会の審議において大学運営に活用された指摘事項の具体例についての資料提出がなかったこと、経営協議会の議事要旨上からも学外委員の意見の有無について確認できなかったこと等から、経営協議会の活性化の必要性について課題で指摘した。 また、人事評価システムについては、平成17年度時点でスケジュールが立っておらず、人事評価の実施及び結果の処遇への反映についての見通しが不明確であることから課題で指摘した。 なお、教室系技術職員の配置については、「年度計画を十分には実施していない」と自己評定されているところである。 これらを総合的に勘案して、平成17年度時点における中期目標・中期計画の達成に向けた進捗状況を評価したため。</p>

められ (97.96%)、また、教室系技術職員の配置については、既に技術センターを設置して改革が進み、人員配置についても検討が進められており、このような状況を踏まえて「おおむね順調に進んでいる」との判断になるべきものと考えます。

項目別評価で評価していただいているとおり、「大学運営改革プラン」への取り組みや目標管理システムの導入など、大学運営について革新的な試みに取り組んでいます。ご指摘の課題については認識しているところもありますが、必ずしもご指摘のとおりとは考えておりません。この点については、以下に説明させていただきます。

人事評価システムの構築については、年度計画 61 に記載しているとおり、職員については、業績評価及び能力評価の試行を実施し、教員については、本学評価委員会が「教員の個人評価に関する基本方針」を学長に答申しており、自己評価では、「年度計画を十分に実施している」と判断するとともに、中期目標達成に向けても順調に進んでいると判断しています。具体のスケジュールは現時点では明らかにしていませんが、今後、目標達成に向けたスケジュールも確立していくこととしています。

また、経営協議会の活性化については、17年度の会議では議題の審議をできるだけ迅速に行うとともに、より一層、活性化するために委員からの意見を求める時間を多く取ることにしました。更に、18年3月の会議で18年度以降の経営協議会の在り方を審議し、会議時間の半分を意見交換と助言の時間とし、教育・研究上の特定の重要な課題等について意見交換をすることとし、今年度1回目の会議ではそのように進めたところです。次回では発言時間の拡大を計り、広島大学の国際戦略をテーマに意見交換することとしています。経営協議会で出された意見、指摘事項等は真摯に受け止め、大学運営の改善に結びつけ、実行しているところです。

さらに、海外委員であるニューヨーク州立大学教授（前ニューヨーク州立大学総長）には、来日の機会に、別途、役員等との懇談会を設けており、本学の大学運営に多大な貢献をしていただいているところです。

教室系技術職員の配置については、移行計画も策定し、技術センター運営会議において更に検討を続けていることから、中期目標達成に向けては、目立った遅れではないと判断しています。

以上の理由により【修正文案】の通り変更願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「○ 経営協議会における、高知に見合った教育を実施していく必要があるとの指摘に対して、<u>文理融合型の大学院構想</u>を打ち立てるなど、意見を大学運営に反映させている。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 経営協議会における、高知に見合った教育を実施していく必要があるとの助言を受け、<u>文理統合型の大学院構想の具体化を進める</u>など、意見を大学運営に反映させている。」</p> <p>【理由】 経営協議会の委員の意見を踏まえ、文理統合型の大学院構想の<u>具体化</u>を進めてきたものであることから修正文案の通り修正願います。 なお、現時点で「文理統合型大学院」の字句で学内的には統一していることから修正文案の通り修正願います。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 「○ 災害に関する全学的なマニュアルが策定されている。なお、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。<u>また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。</u>」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ <u>危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理規則が整備されている。</u>災害に関する全学的なマニュアルが策定されているものの、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルは策定されていないことから、早急な対応が期待される。」</p> <p>【理由】 平成 17 年 10 月 11 日（規則第 535 号）で全学的な危機管理規則を制定し、同規程において、危機管理体制の整備を行っていることから修正文案の通り修正願います。（資料編 P 230～231）</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『<u>危機管理に関しては、危機管理規則が整備され、災害に関する全学的なマニュアルが策定されている。</u>なお、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「さらに、附属学校園教員については、…県内の他の学校に波及効果のある教育改善のモデル校的な役割を果たすことが重要であり、この方向で附属学校園の運営、教員人事について学長を中心に全学的に見直しを行うことが期待される。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「さらに、附属学校園教員は、…県内の他の学校に波及効果のある教育改善のモデルとしての役割を果たすことが重要であり、この方向で附属学校園の運営が引き続き活性化されることが期待される。」</p> <p>【理由】 本学附属学校園は、以下に示すように、県内の他の学校に波及効果のある教育改善のモデル校的な役割を果たすとともに、学長を中心とした附属学校園との連携についても十分に行っており、修正をお願いしたい。</p> <p>1. 附属学校部長(学長補佐会議メンバー)と附属学校園長については、学長が任命した教授が兼務しており、教員人事等についても大学の方針に基づき実行している。</p> <p>2. 大学教員と附属学校教員で、教育学部・附属学校共同研究会議を組織し、共同研究を推進している。この共同研究の一環として、共同研究プロジェクトを立ち上げ、理論と実践が連動した教育実践研究を実施している。 【業務実績報告書 P32 年度計画番号 74】</p> <p>3. 福岡県内の公立学校等の研究発表会や教育センターの公開講座において年間延べ 300 回以上指導助言者や講師を派遣しており、県内の教育関係者から好評を得ている。 【業務実績報告書 P39, (附属学校に関する目標の③)】</p> <p>4. 大学教員と附属学校教員で組織する附属学校運営部会議(月平均 1 回開催)や附属学校部長と附属学校園長・副校園長で組織する附属学校運営会議(月平均 1 回開催)で附属学校園の運営について審議している。 【業務実績報告書 P40、年度計画番号 87 及び資料編】</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 『事務職員業績等評価法』が構築・試 行実施され、得られた課題について検 討が行われている。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>「教員業績評価制度が構築され、平成 18 年度から、全教員を対象とした 2 年間 の試行の実施が決定されている。また、</u> 『事務職員業績等評価法』が構築・試 行実施され、得られた課題について検 討が行われている。」</p> <p>【理由】 教員業績評価制度の構築は、平成 17 年度における本学の重点的な取り組み の一つであったため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教員業績評価については、制度の構築に とどまっており、試行の実施についても平 成 18 年度からの取組であるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「内部監査の実施については、内部監査が財務部長統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 九州大学では、監事及び財務部それぞれの専門的な見地から内部監査を実施しており、次のような独立性・実効性を確保した監査体制を構築している。 2. 監事監査については、九州大学内部監査規則に基づき、監事2名による監査が実施されている。監査は、年度当初に策定される監査計画に基づき実施され、監査結果は、監査報告書として総長に提出される。 3. 一方、九州大学財務部による内部監査については、九州大学会計監査実施要項により実施され、適切な会計処理を行うための内部統制等を図っている。 なお、経理責任者（理事・事務局長）の委任を受けた財務部長の下で、書面監査の効果的な運用を図る観点で会計的な見地から専門的・専属的な監査を行っており、他の会計担当から独立した存在として位置付けている。 4. また、九州大学会計監査実施要項第9条（是正改善の措置）により、経理責任者（理事・事務局長）が会計的な改善方 	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 内部監査の実施については、監査対象からの独立性・実効性が求められるため。</p>

策及び是正改善等の状況を監事に報告することとなっており、互いに連携し合うことで、九州大学財務部による内部監査に実効性を担保している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び情報提供</p> <p>【原文】 「学外公開を視野に入れた全学統一の新シラバスシステムの構築については、各部局で独自のシステムを構築しており統一化が困難とのことだが、アクセス制限を設けている部局もあることから、統一化について引き続き検討することが求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「学外公開を視野に入れた全学統一の新シラバスシステムの構築については、各部局で独自のシステムを構築しており統一化が困難とのことだが、アクセス制限を設けている部局もあることから、<u>全部局での公開実施</u>と統一化について引き続き検討することが求められる。」</p> <p>【理由】 中期計画の趣旨からすると、シラバスの学内外公開とシラバスシステムの統一化が課題である。これらの課題をより明確に表現するため。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 教育研究等の質の向上の状況</p> <p>【原文】 「大学関係者が積極的に参画して、水素エネルギー関係の講演会及び展示会等の開催や、『福岡水素エネルギー人材育成センター』の開設等、水素エネルギーの研究開発拠点の形成を推進するなど、地域ニーズの実現に寄与している。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>「循環型社会の主力エネルギーである水素の製造・供給と利用を安全に行うための統合技術に関する研究を推進するとともに、大学関係者が積極的に参画して、水素エネルギー関係の講演会及び展示会等の開催や、『福岡水素エネルギー人材育成センター』の開設等、水素エネルギーの研究開発拠点の形成を推進するなど、地域ニーズの実現にも寄与している。」</u></p> <p>【理由】 本学の重点研究である水素研究の意義をより明確にするため。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 一方、経営方針等については、「基本理念」、「基本方針」を周知・公表されつつも、それを具体化する重点施策は検討段階にとどまっており、教育研究組織の見直しや全学委員会の精選についても、同様に検討段階にとどまるなど、取組に遅れが見られ、早急な対応が求められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 重点施策については2頁に、全学委員会の精選については3頁に申立てているとおり。 教育研究組織の見直しについては、教育組織及び研究組織の在り方についての検討が十分ではないということであり、教育研究組織の改編を伴う見直しそのものと誤解されてしまうため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 重点施策については、平成17年度中に策定する計画が、策定まで至っていないこと 教育研究組織の見直しについては、中期目標で掲げており、そのプロセスとして、教育研究組織の在り方について検討しているが検討が十分ではないこと 全学委員会の精選については、改善策の検討にとどまっており、平成18年度に実施すること 以上のことから、平成17年度時点において年度計画を十分には実施しておらず、取組に遅れが見られると判断されるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】 ○ 年度計画【①-1) -イ】「教育、研究、社会貢献に関する6年間の重点施策を戦略会議で検討し、経営協議会、教育研究評議会で審議し、役員会で決定する。」(実績報告書57頁)については、重点施策(アクションプラン)の策定に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 確かにアクションプランの承認は平成18年6月であり、17年度中の策定ではないが、提出済の第4回経営協議会(18年3月15日開催)資料に基づきご議論いただき、ほぼ了承を得ていた。議事要旨(資料編29頁)に記載の「本日の意見を踏まえ、学内で検討することとなった。」というのは、学内で修正の上決定し、その結果を報告するという趣旨であった。アクションプランは重要事項であり、外部からのご意見を十分尊重する意味から、学長の判断により、既にできあがってはいたが、念のため再度6月の経営協議会で最終的な承認をいただくこととしたものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 教育、研究、社会貢献に関する6年間の重点施策を決定するという年度計画が達成されていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】 ○ 年度計画【①-2) -オ】「前年度に実施した新たな全学委員会体制の問題点をリストアップし、改善する。」(実績報告書59頁)については、中期計画において「全学的な運営のための委員会を精選し、効率的かつ機動的な運営が実施できる体制を平成17年度までに構築する。」こととされているが、検討にとどまっていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 中期計画の「平成17年度までに構築」については、16年度の実績報告書に記載のとおり、「年度計画を上回って実施している」ことから、17年度はもとより16年度において、既に体制は構築されているものと考えている。その上で、さらにより良い体制として発展させていくため、また、16年度の評価委員会による評価結果に「全学委員会の更なる簡素化について検討することが期待される」と指摘されたことも踏まえ、検討を行っているものである。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『年度計画【①-2) -オ】「前年度に実施した新たな全学委員会体制の問題点をリストアップし、改善する。」(実績報告書59頁)については、<u>問題点のリストアップはされているものの、改善策の検討にとどまっております</u>、年度計画を十分には実施していないものと認められる。』</p> <p>【理由】 検討段階にとどまっております、改善したとはいえないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 <u>「危機管理に関して、一部の学部でマニュアルが策定されているが、災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが作成されていないことから、早急な対応が求められる。なお、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。」</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 <u>「危機管理に関して、危機事象に対処するための管理体制に関する規定等は整備され、教育研究活動上の安全管理マニュアルは策定されているが、総合的な危機管理マニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。」</u></p> <p>【理由】 危機管理については、円滑な大学運営に支障を生じることが想定される大規模な災害、各種の事故・事件など様々な危機事象に対し、大学全体として総合的、体系的に適切な対処をするため、危機管理体制に関し必要な事項を定めた「長崎大学における危機管理体制に関する要項」を平成17年度に整備した。なお、教育研究活動上の事故・薬品管理等に関しては発生しうる危険を回避するための全学的安全管理マニュアルとして、2003年に全学施設である長崎大学環境保全センター（現共同研究交流セ</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、課題とはせず下記のとおり修正する。</p> <p><u>『危機管理に関して、危機事象に対処するための管理体制に関する規定等は整備され、事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されている。なお、事件、災害等に関する全学的な危機管理マニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。』</u></p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

ンター環境安全マネジメント部門)が「環境と安全に関する手引き」を策定し、冊子体として全学に配布すると同時に、ホームページ上 (<http://www.ep.nagasaki-u.ac.jp/tebiki/tebiki.html>、<http://www.jrc.nagasaki-u.ac.jp/>)にも公開し、全部局での利用に供している。しかしながら、これらを含む総合的な危機管理マニュアルについては策定されていないため。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価</p> <p>【原文】 「○<u>理事</u>に対するアンケート調査に基づき、<u>総合企画本部及び学長特別補佐</u>の役割・機能について検証が行われている。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○<u>理事、部局長及び評議員</u>に対するアンケート調査に基づき、<u>管理運営体制全般にわたって、その役割・機能</u>について検証が行われている。」</p> <p>【理由】 アンケート調査は、理事だけでなく、部局長及び評議員に対しても行っており、また、役割・機能についての検証も、総合企画本部及び学長特別補佐だけでなく、部局長等連絡調整会議及び全学的委員会についても行っている。（実績報告書【45-2】、【45-3】、【46-1】）次頁の課題との整合性から、正確性を期すため、修正文案のとおり変更願いたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供</p> <p>【原文】 <u>「○事務系職員の人事評価について、試行を実施し、試行結果の課題……。」</u> <u>「○平成16年度評価結果で評価委員会 が指摘した事項については、キャンパス マスタープランを策定するなど、改善に 向けた取組が行われている。」</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>「○平成16年度評価結果で評価委員会 が指摘した事項については、事務系職員 の人事評価の試行を実施し、また、キャン パスマスタープランを策定するなど、 改善に向けた取組が行われている。」</u></p> <p>【理由】 どちらも平成16年度評価結果で評価 委員会から指摘された事項として、その 改善状況を実績報告書(p93)に記載した ものであることから、1つの事項として 修正文案のとおり変更願いたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 教育研究等の質の向上の状況</p> <p>【原文】 「○教養教育のキャリア科目……専門教育のキャリア科目としては、<u>文学部、法学部、工学部の各演習科目等20科目等</u>が開講されている。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○教養教育のキャリア科目……専門教育のキャリア科目としては、<u>文学部1科目、法学部1科目及び工学部20科目</u>が開講されている。」</p> <p>【理由】 専門教育のキャリア科目として、文学部及び法学部においては、特定科目を、また、工学部においては、各演習科目を掲げている(実績報告書【7-1】)が、原案では、文学部及び法学部でも演習科目をキャリア科目として開講しているように受け止められる表記となっているため、修正文案のとおり変更願いたい。</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>